

○防衛省告示第二百五十号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和七年十月二十九日

防衛大臣 小泉 進次郎

漁船の操業を制限し、又は禁止した 区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべ き時期
六ヶ所対空射撃場水域 （青森県上北郡六ヶ所村地先） （令和七年防衛省告示第四百十三 号）	令和七年七月一日から同 年十一月五日まで	令和七年十一月六日から 令和八年二月五日まで
東京都新島南方海面誘導飛しよう体 試射水域	令和七年九月二十九日か ら同年十一月五日まで	令和七年十一月六日から 令和八年二月五日まで

(東京都新島村地先)

(令和七年防衛省告示第二百十四

号)